

5. 埼玉工業大学工学部再入学規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第34条に定める再入学について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 次に掲げる者は、出願により、以前在籍した学科に限って再入学を許可することがある。

- 一 学則第42条によって退学した者（依願退学者）
- 二 学則第54条第四号に該当し除籍された者（行方不明の届け出があった者）

2 次の各号に該当する者は、再入学志願の資格はない。

- 一 学則第53条第3項によって退学を命ぜられた者（懲戒退学者）
- 二 学則第54条第一号に該当し除籍された者（学費未納者）
- 三 学則第54条第二号に該当し除籍された者（履修届未提出者）
- 四 学則第54条第三号に該当し除籍された者（在学8年を超えた者）

(出願書類)

第3条 再入学を出願する者は、所定の検定料を添えて、次の書類を学長に提出しなければならない。

- 一 再入学願（志願の理由、退学又は除籍の理由・時期を明記のこと）
- 二 履歴書
- 三 健康診断書
- 四 写真（2枚、4×3cm）

(出願の時期)

第4条 出願書類は、学期の始まる2か月以前に提出しなければならない。

(再入学時期)

第5条 再入学の時期は、学期の初めとする。

(手続期間)

第6条 再入学を許可された者は、許可日より7日以内に所定の入学手続きをしなければならない。

(納付金)

第7条 再入学者の学費は、当該再入学者の属する学年の在生にかかると同額とし、入学金は、新入学生にかかると同額とする。

(再入学許可)

第8条 再入学は、教授会の選考を経て、学長がこれを許可する。

2 編入の学年は、教授会の選考による。

(既得単位)

第9条 再入学者が本学において既に取得した単位は、再入学した学年に適用される規定に基づき、教授会において認定する。

(在学期間)

第10条 再入学者の在学期間は、従前在籍した期間と通算して8年を超えることはできない。

附則 この規程は、昭和54年10月12日から施行する。

附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 工学部の改組に伴い、第2条第1項に掲げる者のうち、以前、環境工学科又は応用化学科に在籍した者は生命環境化学科に、電子工学科又は情報工学科に在籍した者は情報システム学科に出願することができる。